第3回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年3月3日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分

- 2. 場 所 市民センター 文化ギャラリー
- 3. 出 席 21名
- 4. 欠 席 2名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	山口	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	欠	2 3	平林	博 文	0
4	西山	哲	欠	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省 子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者	12番	田代 三義	
	23番	平林 博文	

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久 保 克 明
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案	第10号	農地法第5条の申請について	(8件)
議案	第11号	農地法第3条の申請について	(8件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]につい	て	
議案	第12号	(利用権設定	通年1	9件)
		(所有権移転		1件)
举安	第19 日	平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該	当する	か否か
議案	第13号	について	(2	22件)

8. 報告事項

報告 第6号 農地法第18条第6項通知の受理について	(5件)
----------------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。
議長	それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2名で、4番西山委員、13番松本初雄委員が欠 席となっております。
	次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は12番 田代委員、23番 平林委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。
	本日の議案数は、4つです。 議案第10号 農地法第5条の申請について 8件 議案第11号 農地法第3条の申請について 8件 議案第12号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進 事業]について 利用権設定 通年 19件 所有権移転 1件 議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第1項の 「農地」に該当するか否かについて 5件
議長	また、報告事項は、1つです。 報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理について 5件 となっております。 それでは、議事に入ります。
	議案第10号 農地法第5条の申請について事務局から説明を お願いします。

議案第10号 農地法第5条の申請8件について御説明します。 議案の1ページ、3番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。

申請地は、大坪町西円蔵寺地区です。

譲受人が、通路を設置するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2010(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、4番になります。

図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。

申請地は、二里町川東地区です。

借受人が、公共工事の現場事務所及び駐車場を設置するための一 時転用の申請です。

既に工事を着工したことについて、始末書が添付されています。

農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、 農用地区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(4)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

続きまして、議案の1ページ、5番になります。

図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、断面図が10ページになります。

申請地は、二里町八谷搦地区です。

譲受人が、宅地分譲をするための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、6番になります。

図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、14ページ、断面図が15ページ、16ページ、平面図が17ページになります。

申請地は、東山代町長浜地区です。

譲受人が、消防格納庫及び駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、7番になります。

図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、平面図が21ページになります。

申請地は、大川内町平尾地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、8番になります。

図面は、案内図が22ページ、字図が23ページ、土地利用計画図が24ページ、断面図が25ページ、平面図が26ページになります。

申請地は、立花町東円蔵寺地区です。

譲受人が、太陽光パネル及びモデルハウスを建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の工の(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、9番になります。

図面は、案内図が27ページ、字図が28ページ、土地利用計画図が29ページになります。

申請地は、立花町渚地区です。

譲受人が、ドッグラン及び駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、10番になります。

図面は、案内図、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページ、断面図が32ページ、33ページ、平面図が34ページになります。

事務局	申請地は、大川内町平尾地区です。
	譲受人が、障害福祉事業施設を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第10号 農地法第5条の申請は以上8件です。
議長	それでは、農地法第5条3番について担当委員から説明をお願い
	します。
加小子日	ニュューヘーケーパールとは、マルンユー・京ロノンのWイブル
担当委員 	これは、○○さんが土地を持っておられて、裏口からの勝手通路
	のようになってますが、地目は畑のままです。今回、○○さんが
	家の隣なので、売ってくれということで話がついて、○○さんの
	実質通路のようになってます。以上です。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明
	をお願いします。
担当委員	○○○○さんが、2月の中旬頃、現場事務所を設置するためにと
	いうことでお見えになりました。区長さん、生産組合長さんの印
	もありましたので、打ちました。今日見てきたところによると、
	もうだいぶ埋め立てもされてて、まだ事務所は建ってませんでし

担当委員	たが、もう工事が進んでいるみたいでした。以上です。ご審議よ
	ろしくお願いいたします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。
5番委員	議案見たんですけど、まだ、審議してないのに埋め立てをしてあ
	る、作業がしてある感じだったんですか。
議長	備考の所に始末書添付と書いてあるので、少しかかっていたみた
	いですね。
16 番委員	なんの工事をするための現場事務所ですか?
担当委員	有田川の取水施設です。
16 番委員	候補地、ここの①か②に二里揚水場へ水を上げるためのポンプ室
	を作ると、前聞いたけど。
事務局	①、②は、①番と②番を選定してお願いをしたけど、現場事務所
	ができなかったので、今の現場にきましたという説明です。
8番委員	ときどき、このように、始末書添付と書いてありますね。これは、
	始末書さえ出せば、いいのですか。
事務局	本来では、農地法の転用においては、違反転用状態のものを農地
	法の許可をしてはいけない、ということになってます。ただ、判
	例上ですね、農地法の違反を転用されたものも、追認許可ですね。
	転用許可ができる場所であれば、追認許可をしてもいいという判
	例がでてるということで、佐賀県においては、始末書を添付して
	農地転用の法に正しい手続きを踏みなさいということで、申請を
	しなさい、ということでの始末書添付という形で佐賀県の方は運
	用をされていると、いう形になっております。
7番委員	ここは田のはずだったけれども、道路からだいぶ下がっています
	よね。ここに埋め立てをしてあるということは、ここに一時転用

7番委員	というふうに書いてありますけれども、また田に戻されるのです
	カ・?
事務局	はい。図面を見ていただければと思いますが、戻されます。表土
	も敷地内に全部積んであって、元に戻すようなやり方での工事を
	なされています。
議長	他にございませんか。
	<なし>
	続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	○○○○○○から連絡をもらいまして、一緒に見たのですが。分
	譲地ということです。その手前にアパートが建っておりました。
	ここは、前、あまり作物を作ってなかった気がします。そして、
	ちょっと荒れてたというような感じだった思いますが。そこに、
	住宅を建てるということでしたので、また、生産組合長さん、区
	長さんの印もありましたので、打ちました。ご審議よろしくお願
	いします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。
20 番委員	この土地がものすごく草むらになって荒れてますよね。その下に
	ぐりっと曲がったように道路があるでしょう。そしたら、ここは
	けっこう車の通行もあってまして。これを、例えば踏切のところ
	から左折して、駐車場の横を右折して、ちょうどこの申請地の横
	を回って、そして上の方のバイパスに乗っていくんですけど。こ
	この道路は、もう少し道路拡張のような話はあってなかったかと
	思いまして。また、ここに住宅が建って、塀とかしたらここは非
	常に行きづらくなるんじゃないかなと思うのですが。
2番委員	ここは市有地がなかったかな。

20 番委員	この横、道路ですか?
2番委員	道路の横辺り、少しばかり確か市有地があるような話を聞いた。
	伊万里市有地。その分は残るはずなので、家が建ったならその分
	は広くされる。市有地が多分あったはず。
20 番委員	シュウチて、市の?私じゃなくて?
2番委員	伊万里市の。
20 番委員	わかりました。以上です。
議長	他にございませんか。
	<なし>
	続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	2月の初めに見えられて、現地は国道204号線の山代方面に向
	かって、東山代駅から右の方へ入り、JA東山代支所から、50
	~60m行ったところになります。別に問題のあるようなところ
	ではなかったので、区長さん、生産組合長さんの印鑑もありまし
	たので私も押しました。よろしくご審議ください。
議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。
20 番委員	東山代の消防ポンプの車庫というのはどこにある?今まで。
担当委員	すぐ道路の反対側です。
20 番委員	反対側?
担当委員	はい。道路の反対側。
20 番委員	今、宅地があったところ?
担当委員	はい。そのすぐ横です。

議長	他にございませんか。
	<なし>
	続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	一般住宅を建てるということで、〇〇さんと言われる行政書士さ
	んが私の所に見えられました。8月か9月くらいだったと思いま
	すが、ここの申請地の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	○○○○○を、申請を出されたところございますが、今回どうし
	ても同意が取れなかったということで、この土地になったところ
	でございます。私も現地を見に行きましたが、今まで〇〇〇〇
	○の芋掘りの実習園になっておりまして、○○○○○○の方が
	まだだいぶん土地が残っておりますので、〇〇〇〇〇〇の方では
	そこを利用できるということでございましたので、生産組合長、
	区長の印鑑もございましたので私も同意させていただきました。
	ご審議ください。
議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。
20 番委員	ここの道路は黒髪に?
担当委員	黒髪じゃなく、大川内公民館の方に行く方です。県道から大川内
	町の公民館に入った方です。
議長	他にございませんか。
	<なし>
	続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地がですね、地目が田になっていますけども、全然耕作されて
	なくて、そこに〇〇〇〇〇〇〇さんが太陽光パネルモデルハウ
	ス事務所、駐車場を設置するための5条申請です。この地区は生
	産組合長さんがいらっしゃいませんので、区長さんの承諾印もあ
	りましたので、私も承諾いたしました。水道は上水です。下水が、

担当委員	ちょうど横に下水道が来ておりますので下水で流して。雨水は反
	対側河川の方に流すということでした。以上です。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、9番につきましては、区長、生産組合長、担当農業
	委員さんからの承諾の印がとれなかった案件であるとのことで
	す。その経緯について、まず事務局より説明をお願いします。
事務局	案内図が27ページ。字図が28ページですね。29ページが土
	地の利用計画図となっておりまして。場所は、〇〇〇〇〇〇
	あるところからちょっと入ったところになりまして。案内図、申
	請地の下の所に○○さんという宅地がありますけれども。こちら
	から渚橋の方に向かって、県道の工事がされているところでござ
	います。こちらの方でドッグランという形で申請計画がございま
	した。今回の流れを申しますと。今回、生産組合長さん、区長さ
	ん、農業委員さんの印鑑が押印をされてないんですけど。今、農
	業委員会でお願いしている部分でありますと、生産組合長さんに
	は農地の全体を、区長さんには地域の部分、農業委員さんには営
	農状態の支障という形で同意をもらっているところであります。
	ただ、こちらの方は基本的に県とか国が示す法定書類ではござい
	ませんので、この書類がないからといって申請を受け付けない、
	ということはできない状況でありまして。それで、申請が、もら
	えなかった理由というのを、経緯書というものをつけてもらっ
	て、申請を受け付けたところでございます。そこで、生産組合長
	さんにつきましては、この土地の所有者と親子間の問題がござい
	まして、自分の農地の件については、もう同意をされてないとい
	う、個人的な理由があってですね、生産組合長さんとしての印鑑
	を打たない。ということで経緯が出ております。続いて、区長さ

んについては、生産組合長さんとの関係上、区長さんが押印をできない。ということで、押印をされなかった、ということでございます。農業委員さんについては担当委員さんがいらっしゃいますので、あとからご説明いただければと思っておりますが、その間の経緯をちょっと、お話をさせていただきたいと思っています。

申請を受け付けたあとに、会長にお話をさせていただいてまし て、会長預かりという形でやっておりますが。まず、区長さんが 同意を打てなかった、というのを、区長さんにそういう話があっ たのでということでご連絡をさせていただきました。渚区につい ては、生産組合長さんが押印をしていないと、農地の事の素人の 区長が押印できない、というルールがあると。ということで、生 産組合長さんの事情というのも十分わかっているけど、区長とし てルールに従えば、押印ができない。前回、今回の申請の方が家 を建てる時には、生産組合長さんの押印が無くても売買もすんで いるし、かわいそうということで押印を打たれてるんですけど、 その後、生産組合長さんからかなり抗議を受けたということで、 今回は押印をできない。ということでお話をいただきまして。そ れで、区長さんにもう少しお話を聞いたら、一応、自分の判断で はダメなので、三代さかのぼって区長さんに押印できるかどうか 確認したところ、三代前の区長さんは、親子間の問題に入らない 方がいい、ということで助言を受けた、と。他の区長さんと相談 したら、生産組合長さんの公私混同ではないか、ということで、 話があったと。区長さんと話をした時には、あくまで渚区のルー ルに従って打てない。○○○のこともあるし、自分には農地転用 の知識が無い、と。転用面積も広くてその辺も気にはなっている、 というところもありました。今回のケースについては、これは、

生産組合長や区長の同意が無くても、例外的な事として、農地転 用の知識がある農業委員が適正に判断してくれると思っている、 と。その時の話ですね。○○さんにも区長の押印が無くても転用 ができるのであればそれがよい、と話をした。ということであり ました。それで、生産組合長から苦情が来ても自分は知らないと 伝える、と。区長としては、農業委員に、適正に転用の許可され ているのだから、区長の押印無くても転用の許可がされても、農 業委員会に苦情を言うこともない、ということで話を受けたんで すけれど。その時に、転用の内容をですね、今回ドッグランとい う内容なんですけど。具体的な説明を受けましたか?ということ でお話をしたところ。いや、そういう説明は受けなかった。とい うことで、具体的な説明は欲しかった、と言われました。そこで、 特に周辺住民に具体的な説明が必要じゃないか?と言われたの で、一応、その時の申請書には、近隣、周辺の農地の所有者の同 意書。と、宅地まで含めて同意書が、形質変更の届けというか、 転用届の同意にはついていたんですね。ただ、そういう説明はな されていないんじゃないか、といことで、お話を受けさせていた だいたところで終わります。その時は、区長としてもあらためて 今後来られても押印を打つことはルール上できないだろう、とい うことで、話をされました。

そこで、その旨を〇〇さんにお伝えしました。その後、〇〇さんから連絡がありまして、転用はできないのか。というお問い合わせがあったところではありますけれど、〇〇さんの申し出ではですね、自分が親戚関係の方に、県庁の職員なのかわかりませんけど、調べたところ、農地転用に生産組合長、区長、周辺の者の同意は必要無いからということ、騒音等の問題があれば別の法律であるし、街の中にドッグラン的なものを作ってはいけないという

法律はないでしょう。と、転用ができないのであれば、どういう理由でできないのかということを示してもらいたい、ということと、許可ができない、区長の同意とかが無ければ転用できない、というのがどこに書いてあるのか、ということでお話をされておりました。

その辺についてはですね、結局、転用されるものの説明が具体的 になされてないのかな、という思いが非常にございまして。もう ちょっと、周辺の方に転用の内容について具体的に説明をされて はどうか、ということでお話をさせていただきました。○○さん としては、あらためて、周辺の方に具体的にドッグランをするん ですよということで、説明に回っていただくように伝えまして、 そういうことで、行ってもらいました。その後連絡をくださいと いうことでお話をしてまして、2月28日に来所され、周辺の農 地の宅地の所有者に同意を取りに伺われたと。うちが持っている 書類には同意はあるんですけど、あらためて取り直されるような 形でいかれてるんですけど。その中で、4名宅地の所有者がいま すけど、2名は同意があったけど、1名は反対だと。ドッグラン には。ということでもらえませんでしたと、お話がありました。 その中で、宅地の同意がいるんですか?というお話がありました けど。農地の転用においては、宅地の周辺同意は求めてはいませ んということで、従来も求めてないので、求めてないという説明 をしました。その後もう一度農地の隣接者の○○さんと、これは 完全に農地の隣接者ですけど。○○さんと区長さんには説明に行 っていただくように、特に○○さんについては重要な事なので、 ということでお話をさせていただいて。連絡を待ってたんですけ ど、今日まで連絡がなくてですね、こちらの方から連絡をさせて いただきました。

すると、○○さんの話では、○○さんは隣接農地者は特に問題な いと言われた、ということでお話をいただきまして。区長さんの 方に説明に行きましたか。ということでお話をさせていただいた んですけど。区長さんの方には○○さんの方から行かれた、とい うことでしたので、区長さんの方に連絡を取りました。すると、 前回話を聞いていた時と状況が異なっておりまして、転用の内容 がドッグランということで、周辺の住民の方、宅地所有者ですね。 宅地所有者の方から、その話を聞いたとたんに区長の所に来られ たと、反対だ。と、そういうものを町の中に作られたら困ると。 いうことで反対をされた、と、お話があって。ただ、農地所有者 の○○さんは来られましたか?とお話を聞いたら、○○さんも来 られたと。そしたら、○○さんも反対と言われた、ということで、 ちょっと○○さんのお話と状況が異なってまして。この辺が、区 長さんとお話をした時に、渚区自体、猫の問題だけでもひどい状 態になっているので、ドッグランという話であれば、ちょっと、 区としては、区全体がそういうものを作ると困るという動きにな るんじゃないかということでお話をされていまして。また〇〇さ んが来られても、区長としては区の方に説明をされてはどうです か、という話にしか今の状態では言えないんじゃないかな、とお 話をされまして。ただ、今までの従来の説明がちょっと異なって るな。というところで、非常に困っているところではございます。 農地の転用については、立地基準は用途地域であって許可ができ るところであろうと。農地の都市の計画に関しては、全ての排水 処理は自分の敷地内でやるような計画になっていて、隣の○○さ んの農業上の影響はないんじゃないかなと、思えるところもあり まして。

どういう形でやれたらいいのかな、というのがひとつ、ネックで

あります。農業委員会として、農地法に則せば、転用の許可もで きる案件じゃないかなと思います。ただ、行政でありますので、 地域住民が反対をされてるのに許可ができるか、許可という判断 で県に意見書が出せるかどうかというところにはなりはすると 思います。最終的な許可の権限は県でありますので、県が処分権 を持ってらっしゃるので、許可になれば、県の方が対応されるし、 不許可になれば県が対応されるのでしょうけど。農業委員会とし て、この案件に対してどう判断するのか、というのがあります。 今日の話が強めの話に変わってましたので、区長さんに前回電話 した時と状況が違って、話がコロッと変わっていたので、どうい う扱いになるのか困ってはいるところではありますけど。やり方 とすれば、許可相当として上げて、区からこういう意見があって ます、地域の人たちはこういう意見があってます、という形で出 すのか、一旦保留をして、あらためて整理をしないといけない、 ただ、保留というのもある程度期限が決められるものではあるの ですけど、保留するには保留するなりの理由が必要になってくる かな、というところではあります。今回、○○さんの中にはです ね、理由如何によっては自分も行動に出るところは行動に出ると いうふうに言われておりまして、どういう行動なのか知りません けど、そういう話をされているということで。周辺の住民に説明 をされる時にちょっと高圧的であったとか、いろいろ話があって いるみたいなんですけど、その辺は事実関係はわからないのです けど。

私が○○さんと話をしている限りでは、地域に迷惑はかけないということでおっしゃってはいるのですけど。今の計画は、犬が1匹か2匹いて指導員が入って通常のドッグランみたいに遊んでまわるところではないと。指導的なものであると。ということで

事務局 お話はされてるんですけど、区としての意見としては、そういう ものはないがしろになるだろう、と。犬がいっぱい来て、どんど んキャンキャン言うだろうと。そういうふうに憶測をされている ところで、もう絶対反対だ。と、言われてるところがあります。 区長さんは、周辺の家の方の云々かんぬんというか渚区として、 今後発展していく、渚区にとってドッグランを作る理由もないん じゃないか、もっと発展性のあるところであれば違うのでしょう けど、という話でありました。余計な話かもしれませんが、自動 車学校ができてますけど、あの時も結構もめたんですよ。と、今日 回の件では、今はできないんじゃないかな、という思いがあると、 おっしゃっていました。 というのが、一連の、今日までの経緯です。 今までは、区長さんの印鑑がないというケースはなかったんです けど。今回のケースは区長さんが渚のルールに従って、というこ とでありましたので。そういうことであれば、転用許可の反対と いう話にできないことはない、という話はしてましたけど、ちょ っと状況が変わってしまってですね。反対しかならないんじゃな いかなということになっているので、農地法では許可できるんじ やないかな。ただ、地域の、区から反対されているのに許可がだ せるのかな。というところが、私は非常に悩ましい案件かなと思 っております。 19 番委員 ひとついいですか? 事務局 はい。 ドッグランというのは、近所迷惑です。はっきり言って。うちの 19 番委員 地域も一つありました。生産して子を持たれてから販売する、と いうような仕事をされておりましたが。とにかく、鳴き声が。-

19 番委員

匹鳴くとワーってなるものですね。それでなかなか、どうにかならないかというような話までできました。それから、糞尿の問題。そこの方は糞尿を水洗で流しっぱなしだったものですね。県からたいてい指導を受けられました。だからですね、ここに犬をいっぱい連れてきて、糞とか尿の処理ですね、適正にできるか。住民の方は、多分そういうようなところを心配されているんじゃないかと、私は思います。大川内もちょっとひどかったです。以上です。

議長

担当委員さんからもお話をお願いします。

担当委員

この今回の申請地の、○○○○さんの奥さんがこの事をなされてるんですよ。息子さんとは会ったことはありません。○○さんの後ろに一度転用申請があったんですよ。で、その時には区長さんの判がきちんと押してあって、生産組合長さんは、どうして、当事者ですから押されるはずがありませんし。農業委員会の助言も受けて、転用であれば、生産組合長の判は無しでも農業委員の任務として書類が揃っているものですから、打ったんですね一度。今回も、ドッグランもさることながら、区長が打ってない、生産組合長も打ってない、私はなんの打てようかと。打たないといかんだろうと思ったけれど、さすがにそれは、打てない、ということで、農業委員会の局長に打ってもらえたらと戻したところでした。

それで、今聞いて、その時は法の手続きだけの話でそろったなと思うんですけど、そのあと地域の方に承諾を許可を取りに行ったというのは知りませんでしたけども。今聞いてみれば、法ばっかりじゃなくて、地域住民の事とかもやっぱり考えるべきで、書類の整備はできたと農業委員会からも説明は受けて、私もそういう

担当委員	認識をしていたのですけども、今あらためて考えてみると、書類
	の整備ができていたのか、と。生産組合長の判があって区長の判
	があって農業委員が押してこそ、整備のできたんじゃないかなと
	いうふうに、今あらためて私は思ってます。生産組合長さんが押
	されるはずが当然ないのですが、せめて区長だけでも、と思って
	いたところでした。どっちも打ってない書類がきたものだから、
	私も申し訳ないということで押しませんでした。それでも、今聞
	いてみて、本当に、周辺住民の環境のこともあって、その時に私
	は思わなかったけれども、それは大事な事だなと今あらためて思
	っているところです。これくらいかな。申し訳ないけど、農業委
	員の任務としては。
2番委員	許可をしないならしないで、またもめるでしょうし。
担当委員	そっちの方がいいんじゃないですか。そういうふうに訴えられた
	方が。
議長	他の皆さんで意見を出していただいてですね。
16 番委員	この件はですね、○○○○さんの息子さんの○○さんという方が
	いらっしゃいますが。直接、私も相談を受けて。どうすればいい
	のか、何か知恵があったら教えてほしいと、直接会った時と、そ
	のあとまた電話で2~3回ありました。こういうのを一つ一つ許
	可を下していたら、生産組合長も区長も農業委員も役目何もない
	です。実際言って私個人の考えはもう、これは保留というか、許
	可を出さないのが良いのではと。それと、この施設の面積のドッ
	グランと駐車場の面積は反対じゃないのですか。ドッグランが6
	5 m²で駐車場が1, 200 m²。
事務局	すいません。逆です。申し訳ございませんでした。

5番委員

あそこを見てみると、新興の住宅地ですよね。今からずっとできるし、今現在もずっと造成してありますものね。家も建っている案件もあるから、反対に踏めないかなと思います。〇〇さんの案件も出ましたけれども、その前にガラス張りのハウスがあるんですよね。やっぱり、一日中犬が鳴くとキュウリを作る時、落ち着いて仕事ができないんじゃないかと。一般の家庭の人は外に出る機会もあると思いますけど、やはり24時間そこで生活するからですね、無難に考えてみないかなと思います。

議長

自分達のこの伊万里市の農業委員会はですよ、今事務局も言われ たように、やっぱり、あとあと転用する時に問題にならないよう にですね、区長さんは、行政から任命を受けている区長さんです ね。農地関係の生産組合長さん。それを全体的に見て、農業委員 もある程度意見を聞いて、問題なければサインしているわけです よね。これが、区長さん、生産組合長さんの印も無く、周りの反 対もですね。少し前にこの申請書を事務局から聞いた時に、隣接 者の同意とか、あったんですよね。ちゃんとサインして、判子ま で打ってあったものが。反対にこのドッグランの場合はすぐ周り が民家ですよね。それと、19番委員が言われたように、臭いの 問題とか、鳴き声の問題とか。27ページのこの周りがまだ、こ れからあと宅地になる可能性は十分ある地域ですものね。問題が あるとのことで、とりあえず保留にしといて、これが良い方向に 行けば別ですけど。たぶん、1か月とか2か月待っておいても、 良い方向にならないんじゃないかと、ちょっと自分は思うのです が。これが完全に宅地から離れて、山の方とか、そんなところの 農地をお借りして、500mぐらい離れていれば、そうまで問題 ないだろうが、そういうところだったらいいですけど、あまりに も街の真ん中あたりのですね。これから、発展といいますか、宅

議長	地がどんどんできる場所ですので、ちょっと難しそうだなと自分
F3X 2C	は思ったのですけど。
7 番委員	今はこのドッグランという施設のことでなるほどと思うのです
	が。例えばドッグランじゃなくてこのケースで宅地となった時、
	~。
	すよね。今の生産組合長さん。区長さんも。そういうふうな親子
	の感情的なもつれで判を押さないと思うんですよね。そういうケー
一	ースの時はどう農業委員会は判断するのですか。農業委員は。
議長 	今、12年目、農業委員をお世話になっておりますが。こういう ような知ばなまで1日まない。
	ような例は今まで1回もない。
7 番委員 	いずれ、そうなった時に。個人的な部分でも区長さんが判を打っ
	てくれないと。私は関わることはないよ、そういうのには。と、
	いうような。生産組合長さんも当然打ってくれない。そういう時
	農業委員は、地区の担当委員はどうすればいいのですか。今のは
	環境があるのでなるほどと思いますけどね。
事務局	今言われたのは非常に大事なところです。
	基本的に、法を見ると。区長、生産組合長の印鑑がないからとい
	って、農業委員さんが、それをもって同意をしない、というのは、
	できないだろうと思っています。あくまでそれは、今言ったのは、
	生産組合長さん、区長さん、が、個人的な、農地の転用に関して
	の部分に関して、今回のように個人的な話の理由として打てな
	い、という理由であれば、それは、農業委員はなぜ打ってないの
	かというのを、本来は、区長さんとか生産組合長さんに確認して、
	営農上の問題なのか、それ以外の問題であるのか、確認したうえ
	で担当農業委員さんとして反対してもらって、押印をさせる。今
	おっしゃったように、宅地造成であれば、なんの問題もなく、計
	画がしっかりしていれば、転用はできる。

7番委員	そうまわりくどく言わず。転用の手続きが整って。区長さんも打
	たないといけない。生産組合長さんも打たないといけない。それ
	でも打ってない時に、農業委員も打ちたくはない。
事務局	いや、そこですよ。打ちたくはないとおっしゃるところが、農業
	委員さんとしては、そこは判断をしてもらわないといけないとこ
	ろじゃないかなと。
7番委員	そしたら、例えば、私は打ちませんよとなった時はどうなる。今
	のような手続きでもう通過していくということね。無いなら無い
	で。
事務局	いやいや、そういうことを言っているのではなくて。農業委員さ
	んというのは、こういう理由なので押印をしないのです、と。押
	印を打つ時も当然、営農上支障がないときは。
7番委員	打ちなさい、ということ?そういう、もろもろが、営農上問題が
	無ければ農業委員は必ず打たないといかんよ、と、今言ってるわ
	けね?
事務局	問題なければ打つべきだろうと思います。
7番委員	べき、じゃなく、打たないといかん?
事務局	打たないといかん、打つ行為は、現地を調査して確認をしました
	ということなので。それを、いや、あなたが許可したから、と言
	われることは。農業委員さんは確認問題なかったというだけの話
	で、農業委員会の総会の方で決定をしているわけですので、担当
	農業委員さん一人がどうという話ではなくて。
7番委員	いやもっと具体的に言えば、担当委員は、そうは言っても打ちき
	れん、3 人とも打ってないのにじゃあ農業委員会はどうするの
	か、と。

事務局	いや、それはもう、農業委員さんになんで打ちたくないのかと。
7番委員	個人的な感情に巻き込まれたくないからでしょう。
事務局	そこについては、今、7番委員さんが言われたように、会長にお願いしたいと、言われたように、ここで案件を練ってもらって、本人はそうでしょうと、農業委員会としては農地法上は、それは、バツはできないと、いうとこで審議してもらえれば、会長印でそれを通すという形になると。で、ただ反面、ここについては本人様も言われるように、区長、生産組合長、農業委員の印の無しでもよいのでしょう、と。それはもう、伊万里市農業委員会はそれをルールにしてますけれども、無しでよいのですよ。無ければで
	きないか無しでもよいかというと、無しでもよいのです。
7番委員	ということは、打たなくてもよいということですよね。
事務局	そういうことです。ただ、そこはいろいろ問題があって、全体的な目線で見るためには、今まで伊万里市はそういう形でしてきた。そこを重視して伊万里市農業委員会はしていると、いうことですから。 当然、あの分は農業委員さんが現地を調査確認して、周辺のを確認してというところの、確認、をしているというところでありますので。 農地法の目線で、ですね。 今おっしゃったように個人的なものというのは、入りたくないというのは、十分あられるところでしょうけど、今回の件は特殊に
	近いですけど。 いち農業委員さんはそういう見解はあるです。今からもあります し。ただ、伊万里市農業委員会として、この議案をどう判断する

事務局	かということです。
20 番委員	そこで、例えば、いろいろもめたところはね、最終的にはあの時
	あいつが打ったから。と、ずーっと末代まで言われるかもわから
	んし。
7番委員	押したら押したで言われるかわからんしね。
20 番委員	農業委員会でこうなったものだからと言っても、いや、お前が押
	さなかったからだ、と。
16 番委員	○○さんの息子の○○さんから聞いたのですが、ここを埋められ
	たら地形的に下の方の田んぼが、水が溢れてどうもこうもならな
	くなるので、ここは絶対埋めたらいかん、と。ここは田を作って
	ないと、下まで溢れる、と。
事務局	具体的にいうと、下の田んぼというと誰の田んぼになるのでしょ
	うか。
2番委員	直訴の山のように上がってもさ。農業委員会を通さなくて、まっ
	すぐ県に持っていけるの?
事務局	いや、昔はあったのですよ。それが。農業委員会が判断せんで、
	判断しなかったら市を越えて県に直接出せるというのはあった
	のです。そこはもう、条文が無くなってます。
2番委員	そういうのがあるならさ。何もせずに、本番でさっと県に持って
	行ってさ。市はダメだったのでと県に持っていくと、県はいいで
	すよ、と言えばそれで終わるのだろう。
事務局	農地法転用申請は、農業委員会を経由しなければならない、と法
	で農業委員会は出てくるわけですよ。農業委員会は出てきた案件
	を審査して、4週間以内に県に進達しなければいけない、という
	法の流れはあります。あらためて法を読んでいたんですけど、特
	殊な事例があれば出さなくてもいい、という感じのはあるのです

けど、これについては、まだ、県の方に見解の確認はしてなくて。 16 番委員さんの言われたように営農上の支障があれば、営農上 の支障を解消するような防除策をしてもらわないと、許可を受け られないよ。と、その辺の確認もしないといけないし、この計画 の計画面積も若干気にはなるところですけど。それも確認しない といけないので、今、会長がおっしゃったように、保留をして確 認作業をさせてもらおうかと。そういうふうになるのが、今の流 れなのかな、委員さんの意見としてそうあったということで。 方法論は3つです。許可。今までの他の案件と一緒のように、許 可相当として出す。ただ、それはもう難しいだろう。そして、伊 万里市農業委員会としては、不許可相当。許可じゃなく、不許可。 で、県に上げる。それともう一つは、さっき言われた、保留。不 許可であげた場合、県は、伊万里市農業委員会は、不許可だけど、 最終判断は県ですから、県で判断をしてください。県で判断をし てくれればそれでよいので、と我々は思っているのですが、県の 位置づけは、そういうものは、不許可相当のものは、取り下げな さい。そういう言い方をされます。そしたら、今言う、もう一つ の保留。保留だけど、保留て時間を費やすばかりではなくて、保 留の間に、これも、なんべんかあったかわかりませんが、会長、 副会長を含めて最初現場を見るとか、ドッグランはどうかとか、 今されてるとことか、いろんなところを再度判断をする時間をと って、そういう判断のもと、こうします、ということを、言う必 要があると思います。そうしないと、申請者側は、保留といって 時間ばかり過ぎるのか、という形になるんじゃないかと思います ので。そこについては再度みなさんの知恵で、現場に行ったり、 判断したりという部分はでてきます。保留であってもですね。た だ、現時点では、7番委員さんが言われたように、自分が聞いた

話と、今では違うと。言われてるところがありますので、そこら へんの最新の情報を持って現場を見たり判断をしたりというの を今から時間をかけてする、というのを、今回、決めていただく かということになります。この場においてはですね。保留であっ てもそういうのが必要になってきますので。

7番委員

例えば保留をしても、今の鳴き声の事とか糞尿の事とかおまけに 営農の事とか3つ問題、まぁ2つですね。こういうことが出てき たのかと。もう、保留はしていても、その問題の、片が付くとは 思えないものね。ただ、伸ばして調整するだけか。

事務局

19番委員さんが、言われた件、あの状況を知ってましたので、 今回の案件が上がってきた時も、事務局でそのあたり問題はない のかと話をしました。ただ、ドッグランは、こういうものという のを説明します。

単純にドッグランというと。前の説明にも一回あったのかなと思いますけど。御心配されているドッグランは、犬を大量に放して、遊ばせて。というようなところじゃないかな、と思っていますが。今回のは、ドッグランという名前ですけど、どちらかというと、犬の訓練所、というような形になっております。それで、〇〇〇さんの中にですね、訓練の資格を持った人が一人いらっしゃいまして。モデル用のですね。美犬コンテストというような、言い方をされましたけど。犬の歩き方であったり、立ち振る舞いであったり、毛並みもそうですけど。美しさを競う大会があるそうで。アジア大会なんかの海外で開かれるようなところに、この〇〇〇さんは関わっておられると。で、その訓練をするためのドッグランなんです。と。犬は基本的に、調教者も一人しかいませんので、犬も、一匹。そして、1~2時間くらいの授業をした後で、また犬を変えてもう一度行うと。ということで、犬を大量に放つわけ

ではないということが一つと。そういう大会に出るような犬でございますので、簡単に吠えたりするようなことではないですよ、ということを2点、説明をもらっておりまして、単純なドッグランとは違うんだと、いうことを理解してほしいということ、話としてもらっています。

7番委員

区長はじめ、区民の方が理解されないといけないですね。

事務局

そういうことです。おっしゃるとおりです。そういう説明をされ てるけど、たぶん、正しく説明をされてなくてですね。ちょっと、 ある種、高圧的な態度があったと、いうことも一部、区長さんは 言われてるので。そういうところの説明が不十分であるし、どう したらできる。もう、最初の部分でボタンの掛け違えがあるので、 なかなか難しいだろうとは思ってますが、本当であれば、こうい うことをやりますと、きちんと説明しに行ってくださいと、あら ためて行った、結果、こういう問題になったということです。黙 って、何もしなかったら、おそらく、黙って、転用許可もいって たのかなと、若干思うのですが。ここは良かったのかな。と、説 明が非常に不足しているというのが、非常に感じています。あと、 糞尿とか、保健所の指導ということで、お話が、今、19番委員 さんがなかなか改善されなかったと。おそらくドッグラン、伊万 里保健福祉事務所に確認を、たぶん、登録証か何かが必要になっ てくる部分があるのかなと思ってますし。そういう話で、その部 分を、○○さんにしたんですけど、なんかこう、いや、そんなの はいらないよ、とかいう話をして、保健所に電話してもらったら、 一度相談に来て下さいということで話を受けていると、あらため て今日もらったので。そういうのを全体的に考えるとまだ、その、 事業計画はきちんとやられてないのかな、というのは、ちょっと、

事務局	思うところがあります。で、今、言いましたように、保留するに
	も、保留することで、相手方にもその旨を伝えないといけないの
	かな、というところがありますけど。結果、区長さんの印鑑がな
	いから、生産組合長の印鑑がないから、ぐらいのレベルではなく
	て、今、いろいろお話が出た中で、こういうケースがあったとい
	うことだったので、その辺は総合的に判断してできると思ってま
	す。
	あと、16番委員さんに、どう営農上の支障があるのか、すいま
	せん、もう一回説明をしてもらっていいでしょうか。
16 番委員	要するに、田んぼをつぶして平地にするわけですよね。そしたら、
	ここから流れていく、水路で。現時点で、下流側が溢れている。
	ここに田んぼで耕作して水をためておかないと、下の水がもっと
	増える。私も地形がはっきりとわからないのですが。息子が百姓
	の跡継ぐと言っているので、ここは絶対作らないと、どうしよう
	もないと言ってました。
事務局	そこはもう、親子間の話でしてもらわないといけないのですが、
	営農上の支障があるというのは具体的に。それはその、同意をも
	らいに行かれ時にそういう説明をきちんとして、しないといけな
	い、してもらった方が良かったのですが、今になって言われるの
	は。
16 番委員	私も、そこまで、地形はわからないので。
事務局	いやいや。○○さんには、言ってもらいたかったな、というとこ
	ろです。そういうのが、問題があるのであれば、当然、農業委員
	会であるので。
7番委員	先に言われたからといって。

20 番委員	ドッグランて、その、場所はどこか他に変えましょう、というこ
	とはできない?そんなにしたいなら。
事務局	ここが用途地域なので、選定理由書が不要なんですよ。2種であ
	れば、なんでここに必要なんですかという選定理由書が必要なん
	ですけど。3種の用途地域は、単に造成のできるところなんで、
	ここでないといけないという選定理由をもらえない、というとこ
	ろではあるのですが。
14 番委員	常識的に考えてわかるのでは。こんなところにかと。19番委員
	 さんが言われたように。相当な数になれば。とりあえずこれ真砂
	 土でしてあるけど、こんなふうに。梅雨時期はべちゃべちゃで、
	 とりあえず、入られないように汚くなりますよ。その時、問題が
	 出るとどうしようもない。やっぱり、19番委員さんが言われた
	ように、許可相当はできないと思う。
議長	大きい方だったら袋に入れて処分できるけれども、おしっこの方
	は処分できないですものね。
14 番委員	はい。
議長	ちょっと、時間とるばっかりですので。自分の意見としては保留
	にしていただいて、事務局からも言われたように、役をいただい
	てるメンバーと、担当委員さんも、もし時間がありましたら。
7番委員	いやいや私は不許可相当と思ってますから。
議長	そしたら、自分達と、事務局と相談して、この地元の区長さんな
	り申請者と一緒に話してもよいと思うので。近いうちにその時間
	を。
7番委員	はい。そしたら、最後に言うけれども。今、聞いているばかりで
	も○○さんの奥さんは、指南役、管理があるのですが、私も会っ

7番委員	てみて。保留をしておいて、結果的にこれは、転用の許可がなか
	なか簡単にいかない雰囲気だけれども。保留しておいて、結局不
	許可相当となった時には、なお心証を悪くしないですか。一気に
	決めた方がよくないですか。それで、あと、訴えられるなりなん
	なりされたように。保留したとしても、今の話を聞くかばかりじ
	やとても、と思うので。
事務局	おっしゃったように、保留をすれば、おそらく保留の期間中は、
	民事訴訟の対象になるので、あとで県が許可をした時に、この時
	間で損失した利益というのは、農業委員会に損害賠償請求をされ
	る可能性はあると思います。ただ、特殊事情の時、進達が遅れる
	というのは認められてることなので、そこはそこでいいのかなと
	は思ってるところ。
7番委員	いや、裁判とかなんとかじゃなく、目処がどうも立たないようだ
	から。
事務局	不許可相当という理由はなにをもってするのでしょうか。
担当委員	今あったように。周辺施設の了解が取れてない。農地として非常
	に困る。この二つの大きな要因があるじゃない。
事務局	営農上の支障があると確認したということでよいのですか?
16 番委員	なに一人、周りの人も、区長さんは今度、全面的に猛反対すると
	言って。そして、隣接者もなんも全部賛成派は一人もいないわけ
	でしょう。
事務局	欲しいのは、今、言われてた周辺の相手、周辺農地の影響がある
	と、営農上影響があると判断であれば、そこはもうそういうふう
	な判断をされたということで。でも、息子さんの話だけでいいで
	すか。確認作業はしなくても。

16 番委員	それだけじゃなく、ずっと話を聞いてきてるので。
2番委員	不許可にするならして、今からでも、帰りでも見て。その上の結
	果で、これは不許可だなということが出れば、それでよいので。
	確認をしませんか。
事務局	営農上の支障がある、というのが一番なので。
2番委員	帰りでもいいじゃない。何人かで確認しましょう。
19 番委員	2番委員さんが言われたように、農業委員会が終わってから現地
	を見に何人かで行ってもらって。
議長	今日いいですか?
担当委員	農地の話は初めて聞いたので、当然、行きます。
議長	区長さんなんかも同席してもらわなくていいですか?
事務局	区長さんは…、生産組合長さんは同席してもらえるといいですけ
	ど。区長さんはどうかなと。
16 番委員	区長を入れた方がいいでしょうね。中間なので。
20 委員	区長と生産組合長が印鑑を押さなかったのだから、呼ばないと。
16 番委員	○○さんを呼んでも絶対○○さんは反対しか言わない。
20 番委員	いや、現地を見るために。農地に支障があるというそのあたりの
	確認をするために、やっぱり生産組合長がきてもらわないといか
	λ_{\circ}
7番委員	そうですね。判断は我々がするので。営農上の問題がどういうの
	を聞くためにはですね。
議長	それでは、保留をして現地を確認するということで。

議長	続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	大川内町の平尾地区になります。以前ですね、これが上がってきた時に、私も現地を見に行きました。当時、この畑に入られる状態じゃなくて、背高泡立草がいっぱい立ってですね。一番最初は障害者が、そこで、子供達に作物を作らせようというような話だったと思いますが。今現在出ているのは、障害者福祉児童施設を建設するということになっておりますので、そのへんは、事務局としては、話はきいてますか。
事務局	はい。障害者福祉児童施設を作るということで話を聞いております。
担当委員	今、私の方から説明したとおりでございますが、とにかく、今の 現場は栗林になっておりますが、栗林はあってないようなもので す。荒れた畑の状態で、確認できたところでございます。御審議 ください。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第10号 農地法第5条の申請7件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。1件については、保留とし、この農業委員会の終了後に現地確認の形にさせていただきます。 続きまして、議案第11号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号農地法第3条の申請8件について御説明します。 議案は3ページから4ページになります。

15番から22番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利 用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件 を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の3ページ、4 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手を お願いします。

くなし>

無いようですので、議案第11号農地法第3条の申請8件については許可相当とします。

続きまして、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年19件について、御説明します。議案の 5~6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧くだ さい。

今回は借受人が14名、貸付人が19名で、面積は、田が53,987㎡、畑が283㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $7\sim16$ ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 通年については以上19件です。

議長

議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年19件について、御意見、御質問はございま せんか。

<なし>

無いようですので、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件については申出のとおりに決定します。

続きまして、議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の所有権移転について事務局からお願いします。

事務局

議案第12号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の所有権移転1件について御説明いたします。

議案は17ページになります。

農用地利用集積計画書を $18 \sim 19$ ページ、字図と案内図を20ページに掲げております。

だけ、A4の横書きの参考資料という形で載せております。まず、 2ページの方を見ていただければと思います。裏面の2ページ。 A4の1枚紙の分があると思います。表の方は農地所有適格法人 要件確認の参考資料となっております。最近、農地所有適格法人 の分が出てきてないので、あらためて確認させていただく意味 で、裏側の方ですね。農地を所有できる法人。農業生産法人の要 件見直しと。左上が改正前ですね。改正後、平成28年4月1日 に施行されております。今まで農業生産法人と呼称していたもの が、農地所有適格法人という名称に平成28年4月1日から変わ っております。ここから先なんですけど、法人形態というのが一 つありまして、株式会社、持分会社、農事組合法人というのが、 この組み合わせは変更ございませんで。事業要件の3番目です ね。売上高の過半数が農業、販売・加工等含む。こちらの方も変 更ございません。4番目の構成員・議決権要件というのが、農業 関係者がもともとは4分の3以上議決権があったのが、2分の1 超という形で、2分の1という形に変わっております。 あと農地 中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地 を貸し付けている個人、というのを追加されました。これらは、 集落営農の法人化に向けた分の対応だと思っております。続い て、農業関係者以外の構成員というものがありまして。従来は、 保有できる議決権は総議決権の4分の1以下というこれが緩和 されておりまして、保有できる議決権は総議決権の2分の1未満 となっております。5番目に役員要件がございまして、役員の過 半が農業の常時従事者、原則150日以上と。これは変更がござ いませんで、さらにその常時従事者である役員の過半が農作業に 従事して、原則60日以上、こちらのほうに、役員又は重要な使 用人、農場長等、重要な使用人というのがつけられて、一人以上

が60日以上農作業に従事すれば、農地所有適格法人規定によ り、該当しておりますという形に変更をなされておりまして。こ れをもとに、1ページの方を見ていただければと思っておりま す。こちらの方で確認をさせていただければ、2番目、法人形態 が適になっている。いわゆる株式会社、特例有限会社を含むとい うことになっておりまして、要件的には適になっております。3 番目の事業要件というのが左にありまして、農業の売上高が過半 を超える。農業の売上高以外のものが〇〇〇〇〇〇〇〇はござい ませんので、全体で農業の売上高が過半を超えているので、適、 と。4番目に構成員・議決要件となっておりますが、株式が19 50株の中、そのうちの970株は承認会社、いわゆる認められ ている投資会社でありますが、これは無議決権配当優先株式とな っておりまして、議決権がございませんので、議決権のある株は 980株であり、農業関係者が総議決権の2分の1を超えている と。ということと、5番目の役員要件。役員の過半が農業の常時 従事者でありましたので、適、となっておりまして。これをもっ て、議案の19ページですね。本適となっておりまして、こちら で出されたもので確認をとれるという形になっております。あら ためて言わせていただきますと、法人形態は有限会社であると。 事業要件となっております、売上高ですね、売上高が農業に関す る部分だけであると。ちょっと加工品も含むんですけど。株式の 方ですけど、一番下のところにございます、議決権又は株式の数 というのが、総数で1950ありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○○○○は無議決権の配当優先株式でございますので、こちらを のぞいた980株。7人の方が持っていらっしゃいまして、議決 権があると、農業者であるという形で書いております。あと役員 の要件にございます。150日以上ということが、もうすべて役

事務局 員の過半を超えておりますので適格という形で要件を確認して おります。以上でございます。 所有権移転については以上1件です。 議案第12号農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事業」 議長 所有権移転1件について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第12号農用地利用集積計画「農業経営 基盤強化促進事業]の所有権移転については申出のとおり決定い たします。 続きまして、議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第 1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説 明をお願いします。 事務局 議案第13号平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について御説明いたします。 議案は21ページとなっておりますので、ご参照ください。こち らの方は昨年の8月、9月、暑い中農地パトロールに農業委員さ んと事務局と農業振興課と参りましたが。その時に、◎、○、△、 ×、という判断を農業委員さんにしていただいたと思います。そ の中で×、と判断された農地については、農地に該当するか否か の判断。つまり、非農地の判断ですね。伊万里市のやり方として、 非農地判断をする前に、事前通知というものを本人さんにお送り して、本人さんにお伺いをたてた後、非農地通知を出す。という 流れに、通常はなっております。しかし、窓口の方にですね、私 の土地を非農地通知出してくれませんか、という相談をいただい ておりまして。農業委員さんのところにもそういった相談の内容 があることもあるかと思います。昨年度、×と判断した農地の中

事務局	にですね、21ページに掲げている22筆につきましては、本人
	さんから非農地通知の判断の申請をいただいたものということ
	で、事前通知はもう必要がありませんので、お送りせずに今回議
	案として上程をしております。残りの×と判断した土地について
	は、この後その他協議事項で、事前通知という形であげておりま
	すので、そちらの方でまたご説明いたします。まずはこの整理番
	号1番から22番までの22筆合計18,040 m ² について、御審議
	をしていただきたいということで、上程をさせていただいており
	ます。以上です。
議長	議案第13号 平成28年度第2回農地法第2条第1項の「農
	地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はありま
	せんか。
23 番委員	通知というのは一度本人さんから了解を取っておくと、いう判断
	でよいのですか?
事務局	はい。そのとおりです。本人さんからの申し出があったというこ
	とで結構でございます。
19 番委員	大川内の字五本椿の一の分が4筆ございますが。ここは、東山代
	にある建設会社の。
事務局	東山代の〇〇〇〇さんですか。
19 番委員	東山代の○○○○さん。○○○○さんが中に入っているのです
	か。今現在、まだ、その話はないですか?
事務局	はっきりと相談を受けてないんですけど、○○○○さんから土取
	場にしたいという話は聞いております。
19 番委員	この前、14番の〇〇〇さんの息子さんとお会いしたんですけ
	ど。その時そのような話をちょっと聞けたものですから。区長さ
	んが中に入って、内容は教えられないという話があっておりまし
19番委員事務局	東山代の〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんが中に入っているのですか。今現在、まだ、その話はないですか? はっきりと相談を受けてないんですけど、〇〇〇〇さんから土取場にしたいという話は聞いております。 この前、14番の〇〇〇〇さんの息子さんとお会いしたんですけど。その時そのような話をちょっと聞けたものですから。区長さ

19 番委員	たので。それはまだ決定ではないのですか。
事務局	今のところまだ契約はされていないので。決定とは聞いてませ
	ん。ただそういう話だけは聞いています。
議長	他にございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第13号 平成28年度第2回農地法第
	2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての承認を
	戴きました。
	議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項
	に移ります。
	起生等6早典地法等19条第6項通知の受理について 東致目が
	報告第6号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局か ら報告をお願いします。
事務局	報告第6号農地法第18条第6項通知の受理5件について御説
	明します。
	議案は22ページから23ページを御覧ください。
	の正はさままでは、出まの物人により、人芸和幼子
	9番から11番につきましては、借人の都合により、合意解約を
	解約後は別の方に貸借される予定です。
	12番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は、名義変更をされる予定です。
	13番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は、農地中間管理事業を利用して別の方に貸借をされる予

事務局	定です。
	報告第6号については以上5件です。
議長	報告第6号農地法第18条第6項通知の受理5件について、御質
	問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第3回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>

議事録署名者

 平成
 年
 月
 日

 平成
 年
 月
 日

 12番
 印

 平成
 年
 月
 日

 23番
 印